○東北地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市道形町二一番五から同市道形町二〇番一五まで	前	三四・五〇～八七・六〇メートル	〇・〇八〇キロメートル
	後	三四・五〇～八七・六〇メートル	〇・〇八〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
鶴岡市下名川字落合一〇番から同市熊出字南俣九五番一まで	前	九・六〇～八五・八〇メートル	〇・一二〇キロメートル
	後	一六・八〇～八五・八〇メートル	〇・一二〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
郡山市大槻町字下西田三番一から同市鳴神二丁目七一番一まで	前	二九・〇〇～四四・五〇メートル	一・三〇五キロメートル
	後	二九・〇〇～六八・五〇メートル	一・三〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	郡山市大槻町字下西田三番一から同市鳴神二丁目七一番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年四月二日

○北陸地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
村上市佐々木字上野九一九番四から同市佐々木字上野九一九番六まで	前	一三・二五～一七・〇〇メートル	〇・〇一一キロメートル
	後	一六・〇〇～一八・二五メートル	〇・〇一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
小矢部市矢波字影沢一三番一から同市桜町字戸ケ谷四二番一まで	前	二九・〇〇～七〇・〇〇メートル	〇・三五一キロメートル
	後	一一・〇〇～四七・〇〇メートル	〇・三五一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次の登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十二年四月二日　近畿地方整備局長　上総　周平

(1) 登録年月日　平成二十二年三月十五日

(2) 登録番号　近畿地方整備局長　25

(3) 登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所